

第18号議案

神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の件

神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改  
正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成30年  
3月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「以下」の次に「本則において」を加える。

第3条中「第19条第2項、第3項及び第5項並びに省令附則第52条第5項及  
び第6項並びに省令附則第53条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令  
（平成13年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）附則第20条」を  
「第19条第2項及び第3項」に改める。

第4条中「及び改正省令附則第22条」を削る。

第5条中「並びに省令附則第54条及び省令附則第55条並びに改正省令附則第  
23条（第1号を除く。）」を削る。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に  
次の1項を加える。

（医療法施行規則の附則等により特例が定められている場合の取扱い）

2 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において医療法施行規則  
の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用によ  
り適用されることとなる同令の規定について、附則特例規定を準用する。た  
だし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(1) 医療法施行規則の附則の規定

(2) 医療法施行規則の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令  
の附則の規定

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

病院及び診療所の人員及び施設に関する基準の経過措置を延長するに当たり、  
条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(専属薬剤師の配置の基準)

第2条 法第18条本文の規定に基づき条例で定める基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「\_\_\_\_」「省令」という。）第6条の6に定める基準に定めるところによる。

本則において

(病院の人員の基準)

第3条 法第21条第1項第1号の規定に基づき条例で定める基準は、省令第19条第2項、第3項及び第5項並びに省令附則第52条第5項及び第6項並びに省令附則第53条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）附則第20条に定める基準に定めるところによる。

第19条第2項及び第3

項

(病院の施設の基準)

第4条 法第21条第1項第12号の規定に基づき条例で定める基準は、省令第21条及び改正省令附則第22条に定める基準に定めるところによる。

(療養病床を有する診療所の人員の基準)

第5条 法第21条第2項第1号の規定に基づき条例で定める基準は、省令第21条の2第2項から第4項まで並びに省令附則第54条及び省令附則第55条並びに改正省令附則第23条（第1号を除く。）に定める基準に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

1

(医療法施行規則の附則等により特例が定められている場合の取扱い)

2 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」とい

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

う。)において医療法施行規則の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる同令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

- (1) 医療法施行規則の附則の規定
- (2) 医療法施行規則の一部を改正する内容を含む  
厚生労働省令その他の省令の附則の規定